
令和元年 第8回臨時会

上富良野町議会会議録

令和元年 11月29日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（11月29日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第2 会期の決定について	2
○日程第3 議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	2
○日程第4 議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正 予算(第3号)	3
○日程第5 議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
○閉 会 宣 告	5

令和元年第8回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 31 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号)	11 月 29 日	原案可決
2	平成 31 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 3 号)	11 月 29 日	原案可決
3	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11 月 29 日	報 告

○議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 11月29日 1日間
第 3 議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)
第 4 議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)
第 5 議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員 (13名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 佐川典子君 |
| 4番 | 中瀬実君 | 5番 | 金子益三君 |
| 6番 | 中澤良隆君 | 7番 | 米沢義英君 |
| 8番 | 荒生博一君 | 9番 | 佐藤大輔君 |
| 10番 | 今村辰義君 | 11番 | 小林啓太君 |
| 12番 | 小田島久尚君 | 13番 | 岡本康裕君 |
| 14番 | 村上和子君 | | |
-

○欠席議員 (1名) 3番 高松克年君

○遅参議員 (0名)

○早退議員 (0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	総務課長	宮下正美君
建設水道課長	佐藤清君	教育振興課長	及川光一君
ラベンダーハイツ所長	北川和宏君		

○議会事務局出席職員

局長	深山悟君	次長	岩崎昌治君
主事	真鍋莉奈君		

午前10時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は13名でございます。

これより令和元年第8回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、11月26日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案3件であります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上です。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名について、を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番 佐藤大輔君、10番 今村辰義君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金について2次配分額が示されたことから、既に完了した事業の事業費調整を含め後年度に実施を予定・検討していたラベンダーハイツの介護用ベッド等の更新、ラベンダーハイツボイラー等更新実施設計、日の出公園駐車場トイレ洋式化、給食センター調理器具の更新について、前倒しして実施するとともに、当初予定していた予約型乗合タクシー事業への事業費充当については、北海道防衛局と協議した結果、地域公共交通に関する基金化事業として変更するため、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、当初、調整交付金及び地方債により実施を予定しておりました社会教育総合センター防災用自家発電設備設置整備事業について、昨今の国内での大規模災害等による自家発電設備の需要増高等により、事業の年度内完了が見込まれないことから、調整交付金申請を取り下げ、地方債のみによる事業に変更するとともに、事業年度が複数年度に渡ることから繰越明許費の設定と併せ、所要の補正をお願いするものであります。

なお、必要な財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び予備費を充当し、補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承いたします。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成31年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,927,344千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1頁を御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳入。

14款 国庫支出金 10,405千円。

歳入合計 10,405千円。

2 歳出。

2款 総務費 23,000千円。

3款 民生費 303千円。

8款 土木費 1,711千円。

9款 教育費 5,455千円。

12款 予備費 20,064千円の減。

歳出合計 10,405千円。

次に、第2表 繰越明許費補正についてであります。防災用自家発電設備設置整備事業については、前段御説明したとおり、工期が年度を超えることとなることから、今回の増額補正分を合わせました事業費により繰越明許費の設定をお願いするものであります。

以上で、議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(起立多数)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって議案第1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第4 議案第2号 平成

31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付に伴い追加事業として、電動ベッド及び入浴用電動車いすの介護用備品の購入、並びにラベンダーハイツ及びデイサービスセンターの真空式温水ボイラーの更新工事実施設計を実施するもので、それぞれ所要の追加の補正をするものであります。

合わせて、道交付金の1次交付金で実施した屋上防水改修工事及び屋根改修工事の事業完了に伴い、執行残を減額補正するものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)。

平成31年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1 歳入。

3款 国庫支出金 5,600千円。

6款 繰入金 303千円。

歳入合計 5,903千円。

2 歳出。

2款 デイサービス事業費 6,743千円。

3款 施設整備費 840千円の減。

歳出合計 5,903千円。

以上で、議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)の説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

5番 金子議員。

○5番(金子益三君) すいません。ちょっと聞き忘れて申し訳ない。ちょっと教えてほしいのですが、9ページにあります施設介護サービス事業の備品購入とありますが、内訳、例えば何台だとか、何機だとか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(村上和子君) ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(北川和宏君) 5番 金子議員の質問にお答えいたします。

備品購入の内訳につきましては、電動ベッド10台、電動車いす1台の整備を予定しております。

以上です。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(起立多数)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって議案第2号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第5 議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

本年8月に人事院は国家公務員の給与及びボーナス

について、民間が公務員を上回り、その格差を解消するため引き上げる勧告がなされ、当該勧告どおり実施する旨、閣議決定を経て、この度、法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与についても、人事院勧告及び国家公務員の給与改正内容を参酌し、所要の改定を行うため、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。1点目は月例給について民間との格差解消をするため、1級の初任給を大卒1,500円、高卒を2,000円引き上げるとともに、若年層についても同程度の改定をするよう若年層に重点を置いた引き上げで、平均0.1パーセントの引き上げ改定を行うものであります。

2点目として、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、現行、年間4.45月を4.5月に0.05月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。

3点目として、住居手当については、国の制度に準じ、住居手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げ、住居手当額の上限額1,000円引き上げるものであります。

なお、手当額の減額が2,000円を超える職員については1年間の所要の経過措置を講ずるものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

議案第3号を御覧ください。

議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下につきましては条例の朗読を省略させていただきます。条を追ってその主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第1条は、公布の日から施行し、月例給については、平成31年4月1日に遡及適用する内容で、勤勉手当に配分する0.05月分の引き上げ分については本年12月支給分に配分し、月例給の改定は別表第1、別表第2で規定している行政職給料表及び看護職給料表の改定を規定するものであります。

改正条例第2条は、令和2年4月1日から施行し、住居手当については、住居手当額の算定に関する基準額について、それぞれ引き上げる旨を規定するとともに、文言の整理を行うものであります。

また、令和2年度以降の勤勉手当について、6月分及び12月分をそれぞれ同月数分となるよう規定するものであります。

なお、附則についてであります。第1項及び第2項は前段ご説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日

を規定するとともに、第3項は月例給の遡及適用により改正前の給料表による給与については改正後の給料表による給与の内払いとみなす規定であります。また、附則第4項は住居手当に関する経過措置として、改正により2,000円を超える減額となる場合については令和2年度に限り、旧手当額から2,000円を控除した額を支給する旨を規定するものであります。

なお、当該改正による影響額については、月例給、勤勉手当遡及適用に要するものとして415万円程度と見込んでおります。

以上で、議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案といたします。

ご審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

7番 米沢議員。

○7番（米沢義英君） この所要の引き上げ額が約415万円という話ではありますが、今回、補正で出てこなかったということであれば12月、4回の定例議会でその補正分が出てくるのかなというふうに思いますが、確認いたします。

さらに確認したい点ではありますが、現在、高校、大学初任給というのは、どの程度になっているのか、ちょっと確認したいというふうに思っております。

次、3つ目として言いますのは、現在、上富、多くの自治体でもそうなのですが、確か55歳を境にして昇給停止という状況があるかというふうに伺っておりますが、非常にそういう年代に至っても、まだ、お子さんが大学あるいは子育て中という状況も見受けられるというふうに思いますが、こういった部分で恐らく組合とも話し合いながら、その対処になった経過があるのかなと思っておりますが、この間の、その経過についても、わかれば伺いしておきたいというふうに思っております。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番 米沢議員からありました給与条例の改正に伴います、3点のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、今回の給与条例改正に関します所要の補正についてであります。これにつきましては12月に行われます第4回定例会の、こちらの中で人件費の会計間異動を含めて補正をお願いすることで今、準備を進めているところでございます。

次、2番目の初任給の関係でございますが、こちらにつきましては議案をめくっていただきまして3ページ

のところに新しい給料表を、記載をさせていただいております。こちら改定後の金額になりますが、高卒につきましては1級の5となっておりまして、これでいきますと150,600円という金額の形になっております。改正前はこれより2,000円低い金額という形になっております。大卒の初任給につきましては1級の25というふうになっておりますので、改正後の部分でございますと182,200円、改正前はこれより1,500円低い金額が現行の給料表というふうになっております。

3点目の55歳の昇給停止の関係でございます。こちらにつきましては、国家公務員の制度等もございまして、いわゆる総体の人件費の伸びを、一定程度、枠を設けるという部分もあって、その中で若い人方の給与を少しでも引き上げるよということ、これまでも進められているところでございます。職員の年齢構成上も、まだまだ上の方のところがあるということ、一定程度の基準まで上がっていきますので、そこら辺については御理解をいただいて、うちの町でも過去に制度が変わるときに55歳を過ぎた段階で昇給を止めるということで仕組みを変えさせていただいたところでございます。なかなか、先ほどありましたように、生活はそれぞれであります。一定程度の部分で給与の確保、それなりの水準を維持しているという部分もありますし、あとは職責としてお金ではない部分で職責を果たしていただくという部分もございまして、その辺は御理解いただいた上で職務に当たっていただいていると理解しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立多数）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本臨時会に付議

された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和元年第8回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時24分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和元年11月29日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 佐藤大輔

署名議員 今村辰義